

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第16号

### 高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(訓練のコース) 第20条 略	(訓練のコース) 第20条 高等技術学校の総務課の所掌に属する短期課程の普通職業訓練のコースは、別表第2のとおりとする。
(受講料) 第22条 略	(受講料) 第22条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料高等技術学校の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。
別表第2（第20条、第22条関係）	別表第2（第20条、第22条関係）
コース名	金額
略	
機械加工技術講習	略
旋盤技術講習（基礎）	<u>8,000円</u>
自動車整備士技能検定受験講習	略
略	

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。